

## 庶務規定

### (目的)

第1条 本規定は事務局、会計経理、慶弔、旅費等の庶務に関する事項を規定する。

### (事務局に関する事項)

第2条 事務局には事務局長を置くことができる。

- 2 総会及び理事会の議事録は、事務局に備付けるものとする。
- 3 事務局は事業年度毎に、次の分類に従い文書を整理保存しなければならない。
  - (1) 本会議所の定款並びに諸規定（永久保存）
  - (2) 総会及び理事会議事録
  - (3) 本会議所内部だけの文書綴
  - (4) 日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴
  - (5) 前(1)～(4)号に属さない文書綴（以上次年度より起算して5年間保存）
  - (6) 本会議所及び日本青年会議所の会報とニュース綴（永久保存）
  - (7) 事務局日誌（5年間保存）
  - (8) 他青年会議所機関誌またはパンフレット綴
  - (9) 受発信簿（以上次年度より起算して1年間保存）
  - (10) 会計諸帳簿（保存期間は別に定める）

### (会計経理に関する事項)

第3条 本会議所の会計に用いる諸帳簿等は次の通りとする。

#### (1) 帳簿

総勘定元帳、現金預金出納簿、会費徴収簿、備品元帳

#### (2) 決算書類及び諸表

貸借対照表、未払金明細表、未収金明細表、正味財産増減計算書、事業報告書、監査報告書、剰余金（欠損金）処分計算書、予算対比収支対照表、財産目録

#### (3) 伝票

入金伝票、出金伝票、振替伝票

2 予算は定款第51条の定めるところにより理事長において案を作成し、理事会及び総会の決議を経なければならないが、案の作成に当っては各委員会の計画を尊重するとともに、計算基礎を正確且つ具体的にしかも実行可能であるように留意しなければならない。

3 予算の執行は担当委員長の権限とする。執行にあたっては計画を綿密に立て冗費をはぶき、効果的に運用することに努めなければならない。

4 単位事業が終わった時は、担当委員長は速やかに計算書、証憑及び関係書類を揃え、捺印の上、理事長に提出しなければならない。

5 金銭の出納は専務理事の責任とする。

6 出納にあたっては次の証憑を揃え、必ず起票しなければならない。

- (1) 収支について発行した領収書の控
- (2) 支出については支払の領収書
- (3) 領収書徴収できないものについては担当委員長が発行した支払証

7 会計はつとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし理事長職名印を使用する。

8 決算にあたっては前払費用、未収金、未払金等を整理し、仮払金、仮受金等は原則として夫々相当する科目に振替え、関係帳簿を照合且つ整理し、銀行預金残高証明等証憑書類をそろえ、12月理事会に提出し仮決算の承認を得なければならない。

又、定款第54条に定めるところにより、1月定時総会において決算の承認を得なければならない。

9 理事会は、専務理事より提出された決算書類を審理し、監事の監査を受けなければならない。その期に生じた剰余金は、理事会の決議により一部を積立金に繰入れることができる。

10 監事は定款第18条の規定に従うほか、予算執行の状況を監査するとともに、次の事項を監査し、総会に報告しなければならない。このため必要な書類等の提示又は説明を理事会に求めることができる。

- (1) 決算書類の監査
- (2) 帳簿、書類、伝票及び証憑書類の照合
- (3) 現金及び預金残高の確認
- (4) 帳簿、書類、伝票及び証憑書類の整理保存の状況
- (5) その他会計監査上必要な事項

11 会計諸帳簿は次の区分に従い保存するものとする。

- (1) 決算書類（永久保存）
- (2) その他の会計書類（次年度より起算して5年間保存）

(慶弔に関する事項)

第4条 正会員並びに特別会員の慶弔に関しては次の基準により慶弔慰金、若しくは記念品を贈る。

- |     |                    |         |
|-----|--------------------|---------|
| (1) | 正会員の結婚             | 5,000円  |
| (2) | 正会員の死亡             | 10,000円 |
| (3) | 正会員配偶者の死亡          | 5,000円  |
| (4) | 正会員両親及び子女死亡        | 3,000円  |
| (5) | 正会員または<br>正会員夫人の出産 | 5,000円  |

以上の外必要と認めたときは理事会の協議によりこれを決定する。

(旅費に関する事項)

第5条 本会議所の用務をもって理事会より依頼または承認を受けて出張した場合、次の通り旅費を支給する。

- (1) 湯沢より目的地までの往復旅客運賃相当額(300キロ以上の場合は普通急行料金を加算する)
- (2) 宿泊料は理事長が必要と認めた場合に限り実費を支給する。
- (3) この規定に定めない事項についてはその都度必要により理事長がこれを決定し、その後理事会に報告するものとする。

(渉外費に関する事項)

第6条 本会議所の円滑な運営を図るために理事会の承認を受けて渉外費を支給できる。

- (1) 本会議所理事長としての行為であること。
- (2) 本会議所の正会員としての行為であること。